

令和2年度事業計画

社会福祉法人
兵庫県社会福祉事業団

「中期経営方針～事業団の決意～」を着実に推進するため、「令和2年度事業計画」を作成し、私たちが展開する次の「4つの柱」に基づき事業を実施します。

私たちが展開する「4つの柱」

I 地域の元気を支える取組の展開

私たちの「パートナー」である地元の自治体、団体、企業、ボランティアの皆さんと連携して、施設を地域社会の一員として、そして、地域の安全・安心拠点として運営します

II 新たな挑戦

時代のニーズを見据え、高度な専門性を発揮しながら、新たな課題や分野に積極的に挑戦します

III 多様なサービスの充実と展開

施設の利用者はもとより、地域の幅広い住民を利用者と捉え、利用者を元気にする活動を展開します

IV 堅実な運営の継続

法人経営の永続的展開をめざし、事業活動の点検と強化に努めるなかで、将来に向けた人材の確保・育成と拠点施設の再構築に取り組めます

【 目 次 】

1 地域の元気を支える取組の展開

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 多世代交流ができるコミュニティの形成 | P1 |
| ア 「寺子屋プロジェクト」等の実施 | |
| イ 地域の集いの場の提供 | |
| ウ 入居者や地域の方々が作品展示できるギャラリーの設置 | |
| (2) 高齢者施設等での「共生食堂」の実施 | P2 |
| (3) 介護保険対象外サービスの柔軟な展開 | |
| ア 多様なニーズに応える介護保険対象外サービスの展開 | |
| イ その他 | |
| (4) 地域交流行事（園祭・盆踊り等）の開催 | |
| (5) 魅力ある浜坂温泉保養荘の運営 | |
| ア 地元住民をはじめ継続的にご利用いただける取組の展開 | |
| イ 各機関等への広報活動の実施 | |
| ウ セラピスト等による各種療法指導の実施 | |
| エ 温泉入浴指導員による効果的な入浴方法等の指導 | |

2 新たな挑戦

- | | |
|---|-------|
| (1) 総合リハビリテーションセンターにおける県域拠点としての役割の充実・強化 | P3 |
| ア 障害者スポーツ支援拠点の充実 | |
| (ア) 障害者スポーツマルチサポート事業の推進 | |
| (イ) 一般スポーツ団体との交流事業の推進 | |
| (ウ) 東京パラリンピック開催記念スポーツ交流大会の実施 | |
| イ 障害者スポーツの普及・啓発 | |
| (ア) 障害児スポーツ活動拠点づくりの推進 | |
| (イ) 障害者施設等へのスポーツ支援プログラムの実施 | |
| ウ 県が設置するひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)開設に向けた取組 | |
| (ア) リハ中央病院との連携 | |
| (イ) 福祉のまちづくり研究所との連携 | |
| エ 中央病院の新展開 | P4～P5 |
| (ア) 「スポーツ医学診療センター（仮称）」開設に向けた取り組みの推進 | |
| (イ) 回復期リハビリテーション病棟退院患者への訪問リハビリテーションの試行 | |
| オ 新「福祉のまちづくり研究所」の構築 | |
| (ア) 新「福祉のまちづくり研究所」の構築に向けた取り組みの推進 | |
| (イ) 介護・福祉・医療連携の促進（介護ロボット開発支援の推進） | |
| (ウ) 「本当に役立つもの」の研究・開発の推進 | P6 |
| (2) 西播磨リハの機能強化 | |
| ア 西播磨病院の機能強化 | |
| (ア) 摂食・嚥下支援センター（仮称）の開設 | |
| (イ) 神経難病リハビリテーションセンターの実施 | |
| イ 研修交流センターの充実 | |
| 喀痰吸引等研修（医療的ケアコース）の実施 | |
| (3) 「くにうみヴィレッジ」の開設に向けた取組の展開 | P7 |
| ア 日中サービス支援型グループホーム等の開設に向けた準備 | |
| イ 専門人材を活用した、子育てから介護、生活・しごとに関する相談支援の展開 | |
| (4) 新「万寿の家」の移転整備及び開設 | P8 |
| ア 移転整備の推進 | |
| イ 介護ロボットの積極的導入等先導的取組の展開 | |

3 多様なサービスの充実と展開

- | | |
|---|-----------|
| (1) 「ラウンド・ケア・サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」の充実展開 | P 9 |
| ア 「ラウンド・ケア・サービス」の充実 | |
| イ 「ラウンド・ケア・サービス」の開設準備 | |
| (2) 高齢・重度化に対応した利用者支援の充実 | P 9～14 |
| ア ノーリフティングケア・介護技術向上の推進 | |
| ア ノーリフティングケアの推進・定着及び介護技術の向上 | |
| イ 「持ち上げない介護推進プロジェクト」の実施 | P 11 |
| イ 口腔ケアの取組 | |
| ア 障害者施設 | |
| イ 高齢者施設 | |
| ウ 看取りケアの取組 | |
| エ 認知症ケアの充実 | |
| オ 高齢障害者の高齢者施設（特養）での受入 | P 13 |
| カ 利用者の重度化に対応する「介護ロボット」等の導入・効果検証 | |
| キ 障害者施設における利用者の高齢・重度化への対応 | |
| ク 強度行動障害への対応強化 | |
| ケ 事故予防の取組 | P 14 |
| ア アセスメントの充実による事故リスクの減少 | |
| イ KYT（危険予知トレーニング）の推進 | |
| コ 個別支援の実践及び研究等の推進 | |
| ア 職員研究・実践等は発表大会 | |
| イ 支援の魅力、夢を叶えるプロジェクト発表大会 | |
| ウ 全事協職員実践報告・実務研究論文への応募 | |
| エ 海外派遣研修への積極的な参加 | P 15 |
| (3) 「ひまわりラボ・プロジェクト」の充実 | |
| ア ひまわりラボにおける骨盤モデルや筋電義手などの事業団開発商品の製造・販売 | |
| イ 骨盤モデル普及推進チームによる販路の開拓 | |
| (4) ニュークックチル方式による食事提供の実施 | |
| ア ニュークックチル方式による食事提供 | |
| イ 施設給食業務の改善と拡充 | |
| (5) 障害児入所施設の再編・強化 | P 15～P 16 |
| ア 児童寮の成人施設転換にかかる取り組み | |
| イ 障害児拠点施設としての専門性の向上 | |
| ウ 小規模グループケアの実施 | |
| (6) 障害者の就労支援の促進 | P 16～P 17 |
| ア オーダー型在職障害者職業訓練の実施 | |
| イ ひょうごジョブコーチ推進事業の受託 | |
| ウ 障害者就業・生活支援センター事業の実施 | |
| (7) 就労継続B型事業の利用者工賃の向上 | P 17 |
| (8) 介助犬及び聴導犬認定事業の実施 | P 18 |
| (9) 地域で自立した生活の充実 | |
| (10) 高次脳機能障害者への支援体制強化 | |
| (11) 地域リハビリテーション体制の推進 | P 19 |
| ア 兵庫県地域リハビリテーション支援センターの運営 | |
| イ 「全国リハビリテーション・ケア大会兵庫2021」開催に向けた準備委員会及び大会事務局の設置 | |

4 堅実な運営の継続

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 「働き方改革」の推進 | P 20 |
| ア 職員が働きやすい勤務体系・時間等の見直し | |
| ア 「超過勤務縮減」の取組 | |
| イ 夜勤時間の見直し検討・試行の実施 | |
| ウ 勤務時間の多様化 | |
| イ ハラスメント対策の強化 | |
| ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 | P 21 |
| エ 業務の効率化と職員の負担軽減（離職防止等）の実施 | P 22 |
| ア I T端末等を使用した業務の効率化及び職員の身体的・精神的負担の軽減 | |
| イ W E B端末を使用した会議、研修の実施 | |
| オ 企業主導型保育事業を活用した子育て世代への支援 | |

カ	職場復帰に向けた施設における支援体制の確立	
キ	管理監督職に占める女性職員の割合について35%以上を維持	
ク	障害のある方の雇用の促進	
(2)	介護・福祉専門人材の育成・強化の推進	
ア	介護福祉士の養成（高齢者施設・障害者施設）	
イ	介護支援専門員・主任介護支援専門員の計画的養成（高齢者施設）	
(3)	多様な介護人材確保対策等の推進	P 23～ P 25
ア	介護人材確保のために多様な確保対策等の検討・実施	
（ア）	外国人技能実習生を高齢者施設等で受入、育成	
（イ）	資格取得に係る学生実習生の積極的な受入	
（ウ）	学生実習生及び近隣の大学等の学生に対するアルバイトの募集	
（エ）	キャリアアップ支援等制度の充実	
（オ）	効果的な研修の実施	
（カ）	将来に向けた幅広い層への福祉人材確保の取組	
a	支援員の確保対策	
b	看護師の確保対策	
c	都市部からの移住促進による人材確保	
d	アクティブシニアの人材活用	
イ	幅広い世代へ福祉の魅力を発信	P 25
（ア）	地域の小中高等学校への「福祉学習」の実施	
（イ）	大学等との継続的な「福祉授業」、サテライトゼミ開催	
（ウ）	介護技術や認知症にかかる「出前講座」の開催	
（エ）	福祉の魅力発信と体験イベント等の開催	
ウ	効果的な広報の推進	
（ア）	パンフレットの効果的活用	
（イ）	ホームページのスマホ対応化の推進	
(4)	計画的な正規職員数（正規職員比率）の確保	P 26
(5)	老朽化が進む施設の大規模改修や建替の計画的な実施	
ア	今後の事業展開を踏まえた大規模修繕の実施	
イ	老朽化した施設の建替整備	
(6)	「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進	P 27～ P 28
ア	ガバナンスの充実	
（ア）	事業本部制の導入	
（イ）	効果的、効率的な法人運営、経営・管理の推進	
a	事業目標・経営管理（課題解決と経営管理の取組）	
b	事業の見直し及び見直しの検討	
c	新たな加算の取得による収支改善	
（ウ）	財務規律及び収益管理の強化	P 30
（エ）	リスク管理の取組	
イ	施設建物や整備等の長寿命化の推進	P 31
ウ	県との協働による県施策の先導的役割の実践	P 32

1 地域の元気を支える取組の展開

私たちの「パートナー」である地元の自治体、団体、企業、ボランティアの皆さんと連携して、施設を地域社会の一員として、そして、地域の安全・安心拠点として運営する。

(1) 多世代交流ができるコミュニティの形成

ア 「寺子屋プロジェクト」等の実施

- 高齢者や障害者が持つ様々な特技などを発揮できるような「寺子屋プロジェクト」を各施設で実施する。
- 仕事をリタイヤした地域の住民や、特技を持った高齢者等の活躍の場を提供する。
- 古くから伝わる昔ながらの「昔あそび」や、雛祭り・端午の節句・クリスマス等の「季節の行事」、習字・そろばん・茶道等の特技を持つ高齢者等の「習い事教室」の実施など、施設職員や地域の方々、地元の企業等の協力体制による「社会体験プログラム」を実施する。

【各施設の取組】

施設名	取組内容
赤穂精華園	○地域（地元大津地区）と共同した野菜づくり等の実施（通年） ・「年輪の会（大津地区農業従事者の会）」と共同した青味大根等の野菜づくり（園内農園及び近隣農園） ・地域との共催によるイベントの実施 園芝生広場：大津スイカまつり（8月）、とんど焼き（1月） 地域農園等：大津だいこんまつり（12月）
丹南精明園	○カルチャースクール（年6回） ○コンサート（年3回） ○お菓子作り教室（年2回）
朝陽ヶ丘荘	○「寺子屋朝陽」の実施（3～4ヶ月に1回程度） ・佐用高校のクラブ活動と連携（書道、生け花、編み物 等）
たじま荘	○「まるこガーデン」の開園 ・地域住民や施設利用者の協力のもと畑、花壇づくり ・オープンガーデン、芋煮会の開催 等
あわじ荘	○「カルチャースクール」の開催（週1回程度） ・「いきいき100歳体操」「ヨガ」「食と栄養」等
くにうみの里	○「寺子屋くにうみ」の充実（月1回程度） ・パステルアート、書道、ワークショップ 等
五色・サルビアホール	○「都志カフェいっぷく」の充実（週1回）（地域の公民館） ・手芸、歌、体操、ミニ講座（保健師や住職等による講話）等

イ 地域の集いの場の提供

- 各施設の喫茶コーナーや、障害者施設が運営する店舗等を活用して、地域の住民等が気軽に立ち寄れ、集いの場として利用してもらえる場を提供する。
- 地域住民や施設利用者、施設職員等が普段からふれあえる機会を持つことで、地域の一員として相互理解を進めるとともに、継続的に実施できるように地域のボランティア等と連携する。

ウ 入居者や地域の方々が作品展示できるギャラリーの設置

ボランティアや近隣住民、高校等の部活動の作品発表の場として地域交流スペースなどの既存場所を活用し、作品の常設展示及び企画展等を行う場を提供する。

(2) 高齢者施設等での「共生食堂」の実施

- 各施設の特徴にあわせ、子どもから一人暮らしの高齢者などがふれあえる「共生食堂」を高齢者施設等で実施する。
- 「共生食堂」の実施に合わせたイベント等を開催し、地域住民及び施設利用者との交流の場を提供する。

(3) 介護保険対象外サービスの柔軟な展開

ア 多様なニーズに応える介護保険対象外サービスの展開

- ・介護保険内でサービスを受けられない方への訪問介護
- ・生活の中で足りないと感じている部分を補うサービスの実施
- ・家族が同行できない場合の受診の付き添い
- ・見守りを兼ねた配食サービスの実施

イ その他

- ・支え合い生活支援サービスの事業拡大
- ・地域の高齢者、障害者等の健康の維持・向上を目的としたフレイル予防を実施
- ・地域の高齢者や、その家族を対象にしたサービス利用相談に加え、高齢者の地域生活、介護課題等の相談などを受付け、関係機関等へ繋ぐ

(4) 地域交流行事（園祭・盆踊り等）の開催

各施設において四季折々に実施している行事等を通じて、地域住民と施設利用者等との交流を図るとともに、地域に開かれた施設運営を推進する。

(5) 魅力ある浜坂温泉保養荘の運営

ア 地元住民をはじめ継続的にご利用いただける取組の展開

- ・地元住民、常連客への継続した広報活動
- ・常連客や地元住民にも繰り返し利用していただけるように感謝デー(月2回)を実施
- ・ミニデイ並びに100歳体操の実施(月2回)

イ 各機関等への広報活動の実施

- ・新聞広告、SNS等のメディアを活用した新規顧客獲得の取組
- ・事業団施設等のイベント及び祭典参加による広報の実施
- ・高校、大学合宿利用の誘致活動の実施
- ・広報活動等の費用対効果の検証

ウ セラピスト等による各種療法指導の実施

- ・PT等(年6回)、音楽療法士(年3回)、ボランティア(年3回)

エ 温泉入浴指導員による効果的な入浴方法等の指導

- ・退院後の旅行の際や長期温泉療養時等に安心安全な入浴方法を提案



2 新たな挑戦

時代のニーズを見据え、高度な専門性を発揮しながら、新たな課題や分野に積極的に挑戦する。

(1) 総合リハビリテーションセンターにおける県域拠点としての役割の充実・強化

ア 障害者スポーツ支援拠点の充実

(ア) 障害者スポーツマルチサポート事業の推進

総合リハだけでなく関係機関との連携を進め、トレーニングや練習会・競技会・交流会を開催するとともに、スポーツ補助具のアドバイス・修理などパラアスリートを総合的にサポートする。

○強化指定選手等へのさらなる支援：【内容】卓球、パワーリフティング

○指導者の育成：【内容】公開講座の開催

(イ) 一般スポーツ団体との交流事業の推進

【内容】水泳、卓球、バレー（聴覚・知的）、ローリングバレーボール、アーチェリー

(ロ) 東京パラリンピック開催記念スポーツ交流会の実施

東京パラリンピックへの県民等の参加機運を醸成していくため、障害者を対象とする競技大会等を開催する。

【内容】卓球、アーチェリー、ローリングバレーボール、ローンボウルズ



イ 障害者スポーツの普及・啓発

(ア) 障害児スポーツ活動拠点づくりの推進

障害児が気軽に参加できるスポーツ教室の開催・体験機会の提供や、パラアスリートをめざす子どもたちへの専門的な運動指導の実施など、多彩なプログラムを提供する。

(イ) 障害者施設等へのスポーツ支援プログラムの実施

事業団の障害者施設をはじめ、地域の事業所等へのパラスポーツの体験会などの訪問指導を実施する。

ウ 県が設置するひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）開設に向けた取組（令和5年度供用開始予定）

(ア) リハ中央病院との連携

「スポーツ医学診療センター（仮称）」との連携を図るため、関係部署間の連携体制を構築するとともに、必要な資格（アスレチックトレーナー、健康運動指導士など）やバックアップ体制等について検討する。

(イ) 福祉のまちづくり研究所との連携

福祉のまちづくり研究所が持っている機能と有機的に連携する方策について検討する。



エ 中央病院の新展開

(7) 「スポーツ医学診療センター（仮称）」開設に向けた取り組みの推進

- 令和3年度の「スポーツ医学診療センター（仮称）」の開設に向けて、改修工事及び機器購入等を行うとともに、令和2年度下期からの院内標榜・外来診療開始を目指し、具体的な診療体制を構築する。

＜改修工事内容＞
リハビリ療法部内の水治療用プールを、メディカルアスレティックリハビリスペースに改修（約 249 m ² ）
＜機器導入内容＞
リハビリ用機器類（運動療法機器 3 台、レーザー治療機器 1 台等）等の導入

- 開設に向けた診療体制の構築
 - ・神戸大学から医師を招聘
 - ・理学療法士の専門的な技能・知識習得のための研修受講
- 対象患者確保に向けた取組の推進
 - ・近隣の高校、大学の協力医等や他の医療機関に対する PR 活動の実施
- 「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」との連携を図るための具体的な方策等について検討を実施

(イ) 回復期リハビリテーション病棟退院患者への訪問リハビリテーションの試行

- 回復期リハビリテーション病棟の安定した運営及び退院後のシームレスなリハビリテーションを提供するため、中央病院からの訪問リハビリテーションを試行し、令和3年度からの本格実施をめざす。
- 令和2年度においては、検討委員会を立ち上げ、実施方法の検討・準備及び試行による課題検証等を行う。
 - ・訪問地域・・・神戸市西区、明石市
 - ・開始時期・・・令和2年8月（予定）

オ 新「福祉のまちづくり研究所」の構築

(7) 新「福祉のまちづくり研究所」の構築に向けた取り組みの推進

- ISP02019の成果を踏まえ、10年後を視野に置いた新たな取り組みを推進するため、研究所の体制や機能を充実強化し、課題の解決を図る。

【現状の課題解決のための新たな取組】

- 総合経営戦略機能の充実強化
 - 知財関連業務をコーディネートする機能を充実し、総合マネジメントや知財を活用した経営戦略の企画立案等を行う。
- 介護・福祉・医療連携の促進
 - 研究所の既存空間（3階住宅都市交通実験室の一部）を企業と介護福祉医療現場との共同研究・情報共有空間として活用し、企業と研究所の連携、企業同士の情報交換、企業と地域ユーザーとの交流の場とする。
- 高齢社会の課題に対する取り組みの強化
 - 新万寿の家などの事業団内の高齢者施設や民間施設等と連携し、県

の施策とも整合性を図りながら、介護現場の人材確保や、安全で安心な介護を推進するために必要な介護ロボット等の導入の推進及びそれらを適切に使用することができる人材育成等の取り組みを強化する。

□生活支援ツール等の開発・活用

- ・高齢者の日常生活動作のひとつである「立ち上がり」の動作を計測し、要介護状態になるリスクを評価するツールとして開発した「Body-KIN（ボディキン）」の有効活用
- ・認知症の方の生活を支援するツールとして有効な生活支援システム（音声案内による自発的な行動の促しを行う機器）の開発・実用化

□ロボットケアマスター制度(仮称)の創設検討

□障害者スポーツの支援推進

- ・ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）の開設に向けて、センター内で密接に連携する部門で組織するプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な連携方策等について、横断的に検討を進める。
- ・義足ユーザー向けのランニングアカデミーの開催

【ブランド力向上のための取り組み】

□ロボットスーツ HAL 西日本教育センターの運営

HAL の臨床活用における高い経験値を活かし、HAL を導入している病院等の臨床実施担当者向けの教育・研修を実施

□WHO協力センターの指定を目指した取組

高齢社会における健康寿命延伸に注力するWHOと同様の取り組みを推進し、協力センターの指定をめざす。

(イ) 介護・福祉・医療連携の促進（介護ロボット開発支援の推進）

- 「共同研究・情報共有空間」を積極的に活用し、次世代型住モデル空間における相談や機器評価の事業と併せて、介護ロボットの開発支援を強力的に推進
 - ・定期的な企業との懇談会の実施や、高齢者大学（いなみの学園等）との提携
 - ・当事者団体と企業をつなぐ交流会の実施
- 介護ロボットワークショップの開催
 - ・介護支援機器分野への参入を考える中小企業向けセミナーの開催及び情報交換会の実施
- 介護施設と企業をつなぐ「介護施設のお困りごと発表会」の実施

(ウ) 「本当に役立つもの」の研究・開発の推進

- 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」で謳われている、「全ての人が、社会参加を阻害されることなく、自己実現を行う」ために役立つ、実践的な研究開発を推進

■兵庫県の委託による研究開発等■

- 改良型筋電義手の開発および普及促進
 - ・成人男性用義手(Carpe Hand TM)の販売開始(東洋アルミニウム社)
 - ・成人女性用筋電義手及び小児向け訓練用筋電義手の開発(外部資金1/2、事業団1/2)
 - ・社会生活を促進するための自助具開発
 - ・小野福祉工場で加工組立作業を実施
- 高齢者施設に適した自律走行型ロボットの機能・運用システムおよび施設計画(介護ロボット等を有効活用するための部屋の配置や廊下幅、部屋の間取りのあり方等)に関する研究
 - ・介護負担を軽減するための汚物等自動搬送機の仕様検討・試作、新万寿の家での試験運用と初期導入効果検証
- 介助用車椅子の安全な移動情報提示に関する研究開発
 - ・介助用車椅子の安全、安心な経路を提示できる電子マップの開発

■外部資金による研究開発等■

- 排泄支援アシストロボットに関する研究開発
- 認知症高齢者への生活・自立・介護のための空間的配慮とその評価に関する研究
- 認知症高齢者の逆行性喪失行動及びBPSD(行動・心理症状)を緩和する居住環境デザイン手法の構築
- 感覚統合能力(視覚・聴覚・触覚などの感覚を適切に脳内で処理する能力)評価インターフェースの提案

(2) 西播磨リハの機能強化

ア 西播磨病院の機能強化

(7) 摂食・嚥下支援センター(仮称)の開設

脳血管障害患者の摂食・嚥下障害機能向上にかかる治療実績を生かし、「摂食・嚥下障害」を早期に発見し、誤嚥性肺炎・窒息の予防及び安全に食べるための専門的な評価・指導を目的とする「摂食・嚥下支援センター(仮称)」を開設する。

○治療

入院のみならず外来での紹介による嚥下造影検査、内視鏡検査、リハビリテーション治療、摂食機能療法、生活・栄養指導を短期入院も含めて行う。併せて、摂食嚥下支援加算取得をめざす。

○相談：摂食嚥下障害看護認定看護師による看護外来相談の実施

○研修：研修・交流センターによる脳血管障害患者・家族への研修の実施

○情報発信：WEBや広報誌による情報発信

【目標】

病床利用率	95.5%
外来患者数	46.0人/日
摂食機能療法件数	1,585件以上

(イ) 神経難病リハビリテーションセンターの運営

目的別入院コースによるパーキンソン病患者の重症度や併発する症状等に即した診療プログラムを提供する。

イ 研修交流センターの充実

○喀痰吸引等研修（「医療的ケアコース」）の実施

受講ニーズを踏まえ、「医療的ケアコース」に限定し実施する。

項目	内容
受講者数	・10名の受講（法人内部 8名程度、法人外部 若干名）
演習 （6時間）	・喀痰吸引（口腔内5回以上、鼻腔内5回以上、気管カニューレ内部5回以上） ・経管栄養（胃ろう又は腸ろう 10回以上【滴下5回以上、半固形5回以上】）、経鼻経管栄養5回以上）
実地研修 （約2～3か月）	・各所属施設で実施 ※演習において一定基準をクリアーした者のみ
修了証の発行	・実地研修において一定基準をクリアーした者のみ

(3) 「くにうみヴィレッジ」の開設に向けた取組の展開

ア 日中サービス支援型グループホーム等の開設に向けた準備

○障害者グループホームの整備

令和2年4月：建築工事着工、10月：供用開始（予定）

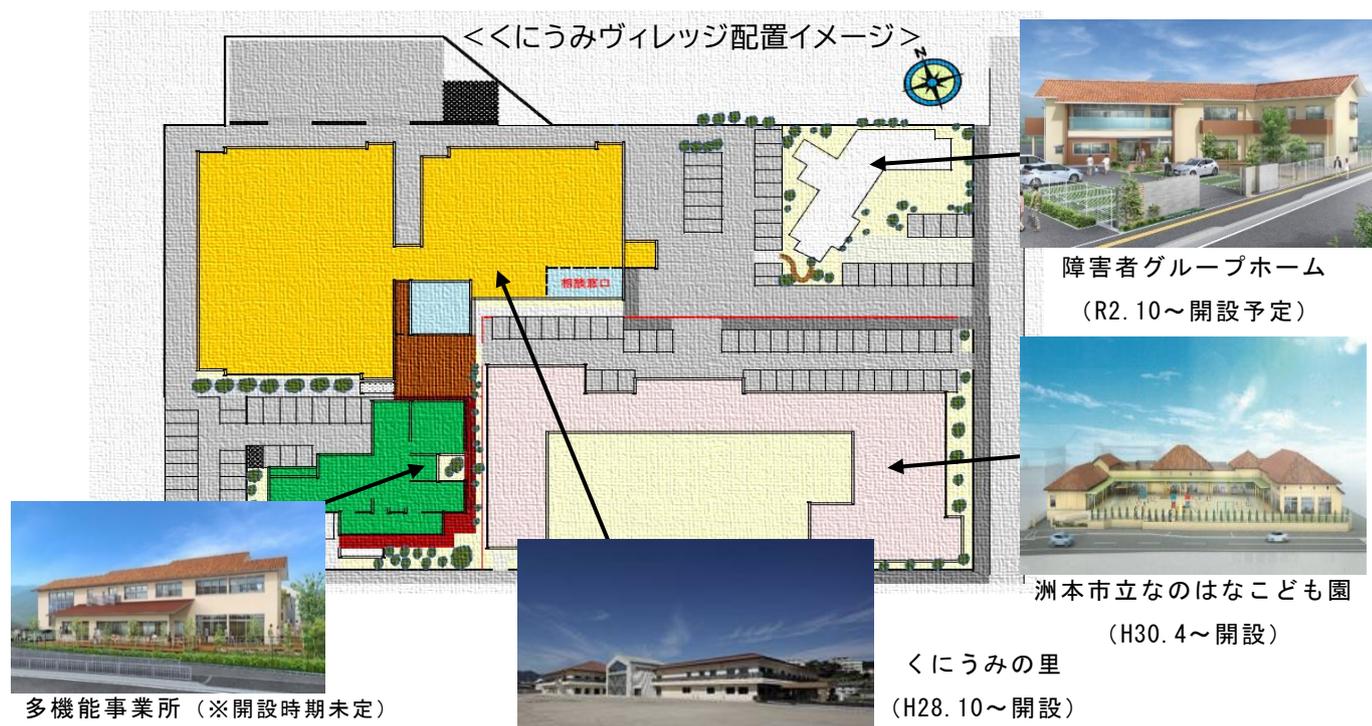
○障害者多機能型事業所の開設に向けた検討

建設着手に向け、設計の再精査、国庫補助金申請のための準備

イ 専門人材を活用した、子育てから介護、生活・しごとに関する相談支援の展開

○高齢者・障害者の総合相談窓口（くにうみの里内）において、入居相談、在宅支援相談、就労相談等の一体的な相談支援を展開

○事業団の専門人材（こども発達支援センター）の「洲本市立なのはなこども園」の子育て支援室への派遣等を検討



(4) 新「万寿の家」の移転整備及び開設

ア 移転整備の推進（特養：100床、短期：空床利用）

- 令和2年10月の供用開始をめざした整備を推進
- 利用者の安全・安心の確保と職員の介護負担軽減の両立
- 地域の安心拠点としてのユニバーサルな施設づくりを推進
- ニュークックチル方式による新たな食事提供体制の確立
- 汚物搬送ロボットの開発・設置 他

イ 介護ロボットの積極的導入等先導的取組の展開

- 介護ロボットの積極的導入と介護技術の情報・発信
 - ・多様なリフト、見守りセンサー、ベッド等の最先端の介護ロボットや福祉機器を導入し、利用者の能力を活かした自立支援及び重度化しないケアを提供
 - ・ノーリフティングケア認定施設として内部定着を図るとともに介護技術を外部に発信
 - ・福祉のまちづくり研究所とともに介護ロボット等の普及推進拠点としての役割強化
- ロボットケアマスター制度（仮称）の創設検討
 - ・福祉のまちづくり研究所と連携し、ロボット機器や福祉用具の活用及びノーリフティングケアを実践・指導できる人材を育成し内部定着を図る仕組みを検討
- 外国人技能実習生の受入、育成体制の構築



<新「万寿の家」完成イメージ>

3 多様なサービスの充実と展開

施設の利用者はもとより、地域の幅広い住民を利用者と捉え、利用者を元気にする活動を展開する。

(1) 「ラウンド・ケア・サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」の充実展開

ア 「ラウンド・ケア・サービス」の充実

【ことぶき苑】

- ・契約利用者数15名を目標
- ・近隣病院（豊岡病院、日高医療センター、八鹿病院、朝来医療センター）との連携強化
- ・豊岡市内の居宅介護事業所へのPRを実施
- ・近隣の個人医院、薬局へパンフレットを配布し利用を促進
- ・日高町内での対象エリア拡大
- ・訪問介護事業所（令和3年度予定）との連携を検討

【朝陽ヶ丘荘】

- ・契約利用者数15名を目標
- ・居宅ケアマネジャー、病院の医療連携室等への情報提供を継続し、更なる利用者を獲得
- ・利用者のニーズが多い時間帯（デイサービスの送り出し、食事、服薬時間）への訪問強化
- ・引き続き佐用町全域（南光町・三日月町・上月町）での営業を実施

【丹寿荘】

- ・契約利用者数10名を目標
- ・丹波市内の居宅介護支援事業所への事業PRや、医療機関の地域連携室等へサービス内容の広報を行い、契約者を確保
- ・訪問介護事業所との連携型をめざす。（距離が離れている場合など）

イ 「ラウンド・ケア・サービス」の開設準備

【洲本市五色健康福祉総合センター】

- ・令和2年度内の開設に向け、洲本市等関係機関と調整する。
- ・開設後の利用者想定

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5	5→10	10→15	15→20	20

(2) 高齢・重度化に対応した利用者支援の充実

ア ノーリフティングケア・介護技術向上の推進

(ア) ノーリフティングケアの推進・定着及び介護技術の向上

介護職員の腰痛予防や介護負担の軽減を図るため、ノーリフティングケア（持ち上げない介護）の定着・実践に引き続き取り組むとともに、「持ち上げない介護推進プロジェクト」（福祉のまちづくり研究所主催）の研修を受講し、モデル施設の認定をめざす。

また、各圏域の「普及推進拠点施設」を中心にノーリフティングケアの普及並びに技術の向上を図る。モデル施設については、フォローアップ研修（事

務局主催)を受講し、修得技術の振り返りを行うとともに、全職員へノーリフティングケアの意識を浸透させる。

取組内容	施設名
ノーリフティング宣言	たじま荘、丹寿荘
「持ち上げない介護推進プロジェクト」研修の受講	あわじ荘、五色・サルビアホール
フォローアップ研修の受講	万寿の家、くにうみの里



指導者配置施設
朝陽ヶ丘荘、たじま荘、丹寿荘（令和2年度）
万寿の家、くにうみの里（令和元年度配置済）

普及推進拠点施設	圏域
万寿の家	神戸
くにうみの里	淡路
たじま荘	但馬
丹寿荘	丹波

【万寿の家】

- ・神戸圏域の普及推進拠点施設として、ノーリフティングケアの普及を推進する。
- ・実践報告会等での取組内容の発表、職員派遣または見学や他施設からの研修受入れ等を通じて、介護技術を外部発信する。
- ・ノーリフティングケア指導者から現場職員への伝達研修を行うとともに、フォローアップ研修を通じて、ノーリフティングケアの更なる定着を図る。

【朝陽ヶ丘荘】

- ・令和2年度内のモデル施設認定をめざす。
- ・ノーリフティング指導者（リーダー）の配置
- ・福祉用具の計画的な導入、更新、環境整備の実施
- ・全利用者のノーリフティングケアに係るプランニングの確立
- ・ノーリフティングケア研修受講者から全職員への技術伝達
- ・施設内研修（技術勉強会等）、外部研修受講、他施設見学等
- ・定期的な腰痛チェックの実施（年2回）

【たじま荘】

- ・令和2年度内の「ノーリフティング宣言」をめざす。
- ・ノーリフティング現場指導者を配置し、ノーリフティングの意識定着を図るとともに、腰痛による休職、離職の防止
- ・福祉用具の計画的な導入、更新、環境整備の実施
- ・全利用者のノーリフティングケアに係るプランニングの確立
- ・定期研修の計画的な実施（1回／2週間）
- ・ケア場面等でのリスク評価（調査）を定期的に行い、支援方法の見直し及び環境面のリスク箇所を抽出し改善に取り組む。

【あわじ荘】

- ・「持ち上げない介護推進プロジェクト」研修を受講
- ・セラピスト等専門職の指導により技術、知識を習得し腰痛予防・介護負担軽減に努める。

- ・ノーリフティングケアプロジェクトチームの活動を強化
- ・福祉用具の計画的な導入、更新、環境整備の実施
- ・計画的な研修の受講

【丹寿荘】

- ・令和2年度内の「ノーリフティング宣言」をめざす。
- ・ノーリフティング指導者（リーダー）の配置
- ・「持ち上げない介護推進プロジェクト」参加職員からの伝達研修による技術向上及び意識改革を図る。
- ・外部研修の計画的受講
- ・福祉用具の計画的な導入、更新、環境整備
- ・ノーリフティングケアをケアプランのサービス内容に位置づけることで、利用者個々の状態に応じた安全安心な介護を提供する。

【くにうみの里】

- ・淡路圏域の普及推進拠点施設として、ノーリフティングケアを普及させ、技術の向上や浸透を図る取組を展開
- ・淡路圏域の事業団施設に職員を派遣し研修を実施する。
- ・福祉のまちづくり研究所と連携し、ノーリフティングケアモデル施設として、見学受け入れ及び実践紹介など普及活動を推進
- ・全利用者のノーリフティングケアに係るプランニングの確立
- ・フォローアップ研修を通じて、ノーリフティングケアの更なる定着を図る。

【五色・サルビアホール】

- ・「持ち上げない介護推進プロジェクト」研修を受講
- ・持ち上げない、抱え上げない介護を実践し、介護する側、される側双方の健康と安全を守るとともに、腰痛を予防し休職、離職の防止
- ・福祉用具の計画的な導入、更新、環境整備の実施
- ・計画的な研修の受講

(イ)「持ち上げない介護推進プロジェクト」の実施（福祉のまちづくり研究所主催）

- 介護者の負担軽減、利用者の安全・安心につながる移乗・移動技術を有する介護職員の育成を図るための研修を引き続き実施し、県下施設へのノーリフティングケアの普及を推進する。
- 2018年度・2019年度に認定したモデル施設へのフォローアップを実施するとともに、2020年度も新たにモデル施設を認定する。

研 修 内 容	
○移乗介助用具体験講座	○利用者との介護者の体を守る介護技術研修
○腰痛予防研修	○リフトリーダー養成研修 ○ノーリフティングケアマネジメント研修

モデル施設	
既認定施設	万寿の家、くにうみの里、KOBE 須磨きらくえん
令和元年度認定施設	たじま荘、丹寿荘、第2シルバーコースト甲子園、介護老人保健施設サンライズ、特別養護老人ホームいやさか苑

- 実践定着に向けたモデル施設のフォローアップ
 - ・モデル施設意見交換会の実施
 - ・指導者養成研修の実施
 - ・モデル施設からの相談支援
- モデル施設と「持ち上げない介護」に係る取組の普及啓発
 - ・「ノーリフティングケア実践報告会」の開催
 - ・モデル施設における取り組み効果調査の実施と調査結果の広報
 - ・ホームページ、機関誌を通じたモデル施設の取り組み紹介
 - ・モデル施設見学会の実施

イ 口腔ケアの取組

口腔ケアの取組を積極的に進め、「利用者の健康増進」「誤嚥性肺炎ゼロ」をめざす。

(7) 障害者施設

- ・外部研修の受講及び職場内研修会の実施
 - ・歯科衛生士資格を持つ支援員による口腔ケアの技術指導
- 【現在雇用施設】（出石精和園・五色精光園・丹南精明園）

(1) 高齢者施設

- ・K T（口から食べる）バランスチャートによる評価の実践
- ・多職種（歯科医師・歯科衛生士・栄養士・看護師・支援員等）によるチームアプローチを強化
- ・「経口維持加算」「口腔衛生管理（体制）加算」の取得をめざす。

ウ 看取りケアの取組

高齢者や障害者が、住み慣れた施設や地域で最期までその人らしく暮らせるように、ご本人やご家族の意向を尊重しながら看取りケアに取り組む。

- 看取り指針に基づいた看取りケアの実践
- 嘱託医師や協力病院との連携
- 高齢者施設看護師連絡会と障害者等施設看護師連絡会との連携・情報交換等

エ 認知症ケアの充実（高齢者施設共通）

- 多職種連携による統一した支援の展開
 - 認知症介護実践者研修、リーダー研修等の計画的な受講の推進
- 【令和2年度受講予定者数】

研修名	R 2	R 1（実績）
認知症介護指導者養成研修	1名	1名
認知症介護実践リーダー研修	6名	3名
認知症介護実践者研修	15名	8名

- 認知機能訓練（4 DAS）の実践

身体機能、認知機能、生活機能、認知症の行動・心理症状（B P S D）の4つの側面からアセスメントを行い、対象者を8つのタイプに分類してタイプに応じた認知症機能訓練を実施

オ 高齢障害者の高齢者施設（特養）での受入（万寿の家、くにうみの里等）

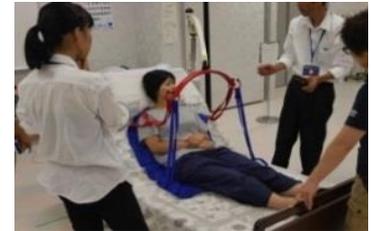
- 今後増加が見込まれる在宅高齢障害者や障害者のグループホーム、施設入所者の高齢化対策として、高齢障害者の高齢者施設での受入を推進
- 視覚・聴覚・言語機能に障害がある方や、重度の知的障害者・精神障害者を15人以上受入れるとともに、障害者生活支援員1名を配置することで、障害者支援体制加算の取得をめざす。

カ 利用者の重度化に対応する「介護ロボット」等の導入・効果検証

- 特別養護老人ホームで「介護リフト」等の介護ロボットや福祉機器を導入し、利用者の能力を活かした自立支援及び重度化しないケアを提供する。
- 導入機器について、業務の効率化や業務負担の軽減等が図られているか等の効果検証等を実施する。

【介護リフト】

施設名	所有数
万寿の家	7【43】
朝陽ヶ丘荘	1
たじま荘	8
あわじ荘	2
丹寿荘	3
くにうみの里	5
五色・サルビアホール	1



※万寿の家【 】内数字は移転後に導入する数

【見守り支援機器（見守りセンサー等）】

施設名	所有数
万寿の家	20 (8)【80】(3)
朝陽ヶ丘荘	20 (4)
たじま荘	(6)
あわじ荘	20 (4)
丹寿荘	(6)
くにうみの里	30
五色・サルビアホール	20 (3)



※（ ）の外書きは映像系のセンサー機器

※万寿の家【 】内数字は移転後に導入する数

キ 障害者施設における利用者の高齢・重度化への対応

利用者の高齢・重度化に対応した支援を行うため、職員の介護技術の向上や福祉器具の導入等を実施する。

- 加齢に伴う身体機能の低下を予防するための日中活動プログラムの提供
- 高齢者施設での実習やノーリフティングケアに関する研修の受講
- 設備改修や福祉器具の導入

ク 強度行動障害への対応強化

行動障害を有する利用者に対して、個々の障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう専門的な知識や技術の習得をめざす。

- 「知的障害児者へのアプローチの仕方」（事業団作成）を活用した研修会の実施
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講
- 行動援護従業者養成研修の受講
- コンサルテーション等を活用した事例検討の実施

ケ 事故予防の取組

(ア) アセスメントの充実による事故リスクの減少

- ・ヒヤリハットの情報共有
- ・事故防止検討委員会の実施
- ・事故の中身について、要因や事故発生までのプロセスを分析し、本質的な問題点を把握することで、事故を未然に防止

(イ) KYT（危険予知トレーニング）の推進

- ・介護・支援現場には様々な危険が隠れており、その「危険」を日常から予知し、重大な事故を起こさないようにするためのトレーニングを実施

コ 個別支援の実践及び研究等の推進

(ア) 職員研究・実践等発表大会

日常業務の成果や、職員の利用者支援の向上に向けた取組等について発表し、発表者及び参加者相互の資質向上を図る。

(イ) 支援の魅力、夢を叶えるプロジェクト発表大会

高齢者、障害者施設における利用者の自己実現に向けた取組等について発表し、事例を通じてより多くの職員が共有することで、日々の支援の振り返りや職員間の相互交流、モチベーションの向上等を図る。



(ウ) 全事協職員実践報告・実務研究論文への応募

各施設において、日々取り組んでいる成果を文章化し、それらを広く発信することで、事業団内外からのフィードバック等により、職員自身の支援に対する気づきやモチベーションの向上を図るため、積極的な応募を推奨する。

(エ) 海外派遣研修への積極的な参加

諸外国における医療福祉の事情を実地研修することにより、職員の国際的な視野を広げるとともに、職員資質やモチベーションの向上を図るため、積極的な参加を推奨する。

(3) 「ひまわりラボ・プロジェクト」の充実（まち研・中央病院・小野福祉工場）

ア ひまわりラボ（小野福祉工場内）における骨盤モデルや筋電義手などの事業団開発商品の製造・販売

	令和2年度制作目標
骨盤モデル	180
筋電義手	5

【筋電義手】

	取組内容
成人男性用	令和2年4月から販売を開始 製品名 Carpe Hand ™（Carpe：ラテン語で「握る」）
成人女性用	グローブの改良作業を継続（円滑で優雅な動作を目指す）
小児訓練用	モーター・バッテリーの小型化、小児の使用に合わせ強度を重視した骨格部の開発を継続

イ 骨盤モデル普及推進チームによる販路の開拓

中央病院の医師による学会での紹介活動や、骨盤モデルを使用した手術研修の開催を検討するなど、他病院への販路の開拓を推進する。

(4) ニュークックチル方式による食事提供の実施

ア ニュークックチル方式による食事提供

出石精和園第2成人寮と新万寿の家において、ニュークックチルによる新たな食事提供方式による施設給食業務を実施する。

イ 施設給食業務の改善と拡充

- ・出石精和園児童寮・第2成人寮の給食業務について、ニュークックチル方式による提供を実施し、その業務を RakuRaku・B型事業所で受託する。
- ・ニュークックチル方式での提供方法や、それに伴う各種課題について引き続き検討を実施する。

【出石精和園の実施例】

		現状	R2年度	R3年度～	R※年度以降
※児童	朝	NCC	NCC	NCC	NCC
	昼	CS（配送）	CS（配送）	CS（配送）	NCC
	夕	NCC	CS（配送）	CS（配送）	NCC
成人	朝	CS	CS（再加熱）	CS（再加熱）	CS（再加熱）
	昼	CS	CS	CS	CS
	夕	CS	CS	CS	CS
2課	朝	NCC	NCC	NCC	NCC
	昼	NCC	NCC	NCC	NCC
	夕	NCC	NCC	NCC	NCC

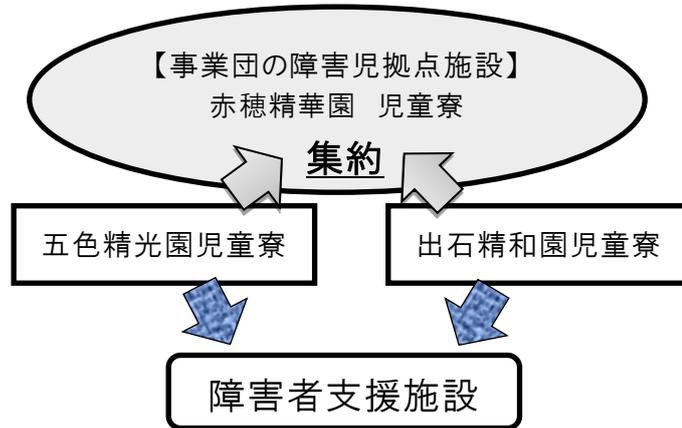
「NCC」はニュークックチル方式を、「CS」はクックサーブ（現地調理）方式を示す。
「※児童」の「R3年度～」及び「R※年度以降」は第3成人寮（仮称）を示す。

(5) 障害児入所施設の再編・強化

ア 児童寮の成人施設転換にかかる取り組み

施設名	取組内容
五色精光園	○令和2年3月末で児童入所施設を廃止し、令和2年4月1日より第2成人寮として開設 ○定員30名（男性利用者）、生活介護40名（男女利用） ○転換後の運営形態を整備し、安定した事業経営基盤を確立

出石精和園	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年3月末で児童入所施設を廃止し、令和3年4月1日より第3成人寮として開設 ○定員30名（男性利用者）、生活介護30名（男性利用者） ○施設建物や設備について必要な改修等を実施 ○現入所児童の進路付け等にかかるマネジメントの実施 ○新規入所者の確保へ向けた取り組み（関係機関との連絡調整（情報収集）、本人や家族の意向や適性等の確認他） ○放課後等デイサービスの再整備（移転、縮小）にかかる取組
-------	--



イ 障害児拠点施設としての専門性の向上（赤穂精華園）

- ・ 障害児入所施設の拠点施設としての役割を担い、質の高い支援を実施
- ・ 近隣大学等や清水が丘学園からの心理療法士の派遣を受け、専門的な知識や技術の向上に努め、職員体制の強化を図る。

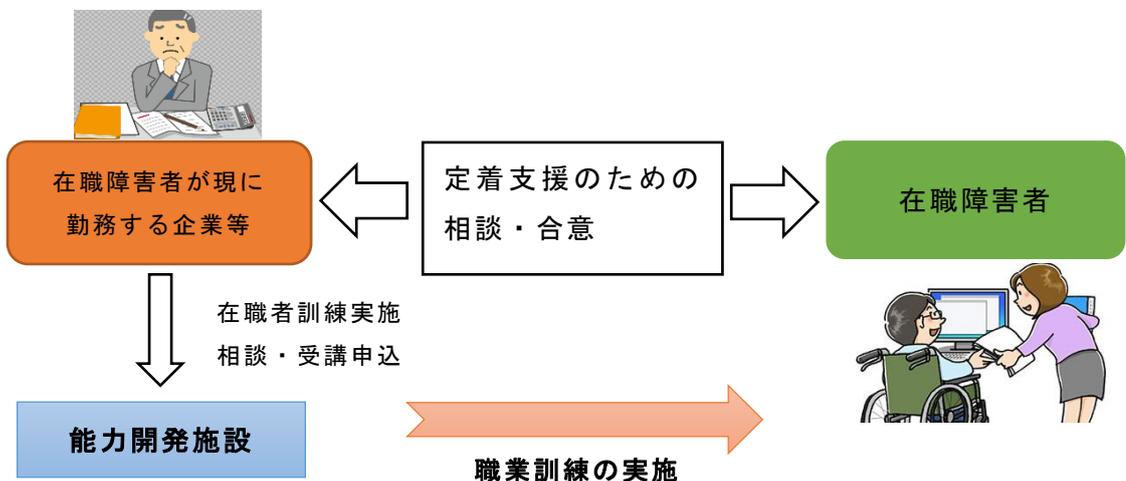
ウ 小規模グループケアの実施（赤穂精華園）

被虐待児童の増加に伴い、出来るだけ家庭的な環境の下、きめ細やかで質の高い支援の提供が必要になってきていることから、定員を40名→36名に見直し、新たに小規模グループケアを実施し、適切かつ効果的な支援を実施する。

(6) 障害者の就労支援の促進

ア オーダー型在職障害者職業訓練の実施（能力開発施設）

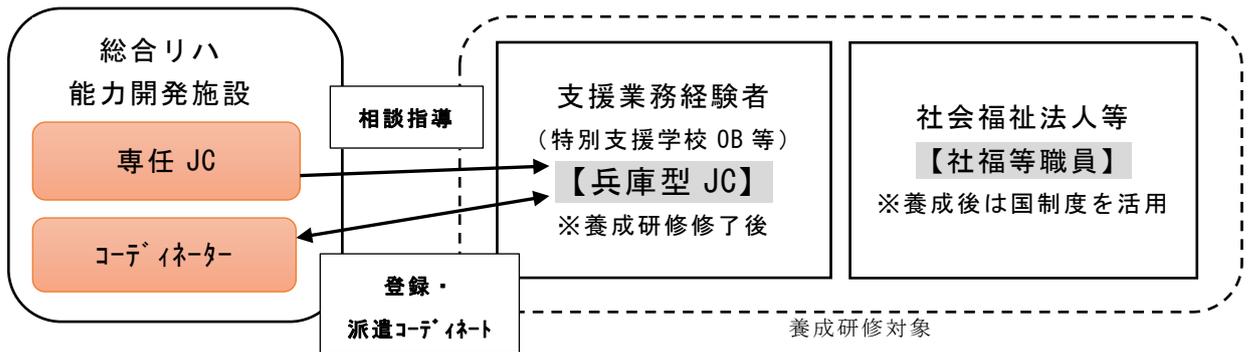
企業等で就労している障害者のスキルアップに向けて、事業主のオーダーや利用希望者のスキルを踏まえ、企業の求める職場の即戦力となる人材の育成を行うことにより、雇用の定着を図る。



イ ひょうごジョブコーチ推進事業の受託（能力開発施設）

障害者の職場定着支援の充実を図るため、兵庫県が独自に創設した「ひょうごジョブコーチ推進事業」を受託し、ジョブコーチが障害者の職場を訪問し、職場適応・定着について、個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施する。

- ・養成（再委託）
- ・養成研修修了者の登録管理
- ・相談指導
- ・ジョブコーチの派遣、コーディネート



ウ 障害者就業・生活支援センター事業の実施（五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園）
地域の障害者雇用・就業支援ネットワーク等を活用し、障害者の就業及び付随する生活面の支援を行うことで障害者の雇用・就業及び職業的自立を促進する。

各センターの事業内容	
○雇用安定等事業	○生活支援等事業
○障害者雇用就業・定着拡大推進事業	○職業紹介事業
○ジョブコーチ、主任職場定着支援担当配置（三木精愛園のみ）	

(7) 就労継続 B 型事業の利用者工賃の向上

工賃向上によって、利用者が就労に対するモチベーションを維持・向上できるよう、生産活動収入の増額を目指して事業を展開する。

- ・上位の報酬単価を得るため、生産活動収入の増額をとおして工賃を向上

【就労継続支援 B 型事業所における平均工賃】（単位：円）

施設名	H30（実績）	R1（見込）	R2（目標）
あけぼのの家	32,419	26,000	27,000
小野福祉工場	32,792	34,400	35,000
出石精和園	RakuRaku	22,372	25,200
	ひまわりの森	9,978	8,040
	笑顔の森むらおか	7,386	5,530
五色精光園	あゆみの部屋	25,577	25,620
	コスモス	23,876	23,900
赤穂精華園	やまびこ寮	11,136	10,600
丹南精明園		14,932	11,440

(8) 介助犬及び聴導犬認定事業の実施（自立生活訓練センター）

介助犬等の認定指定法人、訓練事業者として適正に認定事業を実施し、介助犬等の普及促進を図る。

- ・福祉・医療関係者を対象とした施設見学会において、制度や施設機能についての情報提供
- ・日本介助犬協会主催や、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催の研修会等に参加することで、身体障害者補助犬を取り巻く環境等に関する最新情報を習得

【認定件数等】

（単位：件）

		H15～ 19年度	H20～ 24年度	H25～ 30年度	R1年度	合計
介助犬	認定	10	7	8	1	26
	取消	1	6	7	3	17
聴導犬	認定	2	1	0	0	3
	取消	0	1	1	0	2
合計	認定	12	8	8	1	29
	取消	1	7	8	3	19

※令和2年3月時点の登録頭数10頭（介助犬：9頭、聴導犬：1頭）

(9) 地域で自立した生活の充実（のぞみの家）

地域移行に向けた、社会生活力プログラムを実施し、日中活動の充実を図るとともに個別ニーズに応じた活動を提供する。また、地域生活へ移行するために必要なスキルを段階別に可視化し、支援者と利用者双方で共有することで、利用者がより具体的な生活をイメージし、円滑に地域移行ができるよう支援する。

(10) 高次脳機能障害者への支援体制強化（自立生活訓練センター、能力開発施設、中央病院）

高次脳機能障害者の社会復帰に向けた自立訓練サービスの支援内容や訓練内容（評価等含む）を再構築しサービスのさらなる充実を図る。また、総合リハ内において高次脳機能障害者の支援の流れを再構築することで、兵庫県における高次脳機能障害支援拠点としての役割を強化する。

- ・施設内プログラム検討委員会での検討
- ・高次脳機能障害者情報・評価ツール検討委員会（仮称）の設置
- ・高次脳機能障害者情報提供シートの総合リハ内における共有化

(11) 地域リハビリテーション体制の推進（地域ケア・リハビリテーション支援センター）

ア 兵庫県地域リハビリテーション支援センターの運営

全県リハビリテーション支援センターとして、各圏域において地域包括ケアシステムの構築を図り、住み慣れた地域で、適時適切なリハビリを継続的に受けることができるよう、圏域内で完結するリハビリテーション体制の構築をめざす。

【地域リハビリテーション支援体制推進事業】

- ・ 圏域リハ支援センターの支援
- ・ 関係団体との連絡調整
- ・ リハ資源の調査研究、情報提供
- ・ 最新情報の収集、分析、提供

イ 「全国リハビリテーション・ケア研究大会 兵庫 2021」開催に向けた準備委員会及び大会事務局の設置
地域包括ケアシステムの推進に向けた地域リハビリテーション等関連団体の合同学会を兵庫県で開催するため、準備委員会および大会事務局を自立生活訓練部に設置する。

【大会日程等】

大会名：全国リハビリテーション・ケア研究大会 兵庫 2021

開催日：令和3年11月18日（木）～19日（金）

場 所：ANAクラウンプラザ KOBE、神戸芸術文化センター

※県内の有識者等で大会プログラム検討委員会を設置

4 堅実な運営の継続

法人経営の永続的展開をめざし、事業活動の点検と強化に努めるなかで、将来に向けた人材の確保・育成と拠点施設の再構築に取り組む。

(1) 「働き方改革」の推進

ア 職員が働きやすい勤務体系・時間等の見直し

(7) 「超過勤務縮減」の取り組み

令和2年度の「超過勤務縮減」目標について、適切に進行管理を行う。

- 縮減目標の作成・実行及び進行管理
四半期ごとの削減目標に対する実績を集約し、事業本部長会議で進行管理を行う。
- 定時退勤日の設定
- タイムレコーダー等による超過勤務時間の管理
- ITツールの活用による業務の効率化の推進

(イ) 夜勤時間の見直し検討・試行の実施

特養で実施している現行の8時間夜勤について、職場環境の改善や連続休暇を取得しやすくすることで、業務の負担感を軽減し、離職防止や人材確保の促進に繋げるために、業務の見直しとあわせ、より職員が働きやすい勤務体系を検討する。

【夜勤時間の見直し】

見直し内容	試行実施施設
8時間夜勤→12時間夜勤	万寿の家、朝陽ヶ丘荘、五色・サルビアホール

※あわじ荘、たじま荘、丹寿荘、くにうみの里についても業務等を見直し可能な場合は試行を実施

【共通課題】

○ 連続勤務への疲労感の解消や連続休暇の取得希望（若手職員）
○ 拘束時間が長い夜勤に対する疲労感等の訴え（年配職員）
○ 働き方改革への対応（年休取得5日/年 等）
○ 直接業務、間接業務の見直し
○ ITやIoT等の先端技術を導入した業務の効率化

(ウ) 勤務時間の多様化

主事及び管理栄養士で通常勤務（8：45～17：30）に従事する者を対象に、その前後45分に開始する勤務区分を新たに設定し、子育てや介護又は通勤事情の状況等に応じた働き方を推進する。

【内容】

通常の勤務時間（8：45～17：30）に加え、E・L勤務を設定

区分	勤務時間	休憩時間
E勤務	8時00分～16時45分	12時00分～12時45分
通常勤務	8時45分～17時30分	
L勤務	9時30分～18時15分	

【対象者】

主事及び管理栄養士として勤務する者で、次に掲げる者とする。ただし、総合リハビリテーションセンター中央病院、西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院に勤務する者は除くが、引き続き導入の可否を検討する。

- ・ 正規職員（管理・監督職を除く。）
- ・ 施設職職員
- ・ 契約職職員（Ⅰ）
- ・ 契約職職員（Ⅱ）（常勤に限る。）

イ ハラスメント対策の強化

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントにかかる対策・防止措置に関する法改正が行われ、令和2年6月1日から施行されることに伴い、事業団においてもハラスメントの防止を就業規則に規定するとともに取組指針の改正を行い必要な対策を講じる。

【就業規則等に規定するハラスメント】

- ・ パワーハラスメント
- ・ セクシャルハラスメント
- ・ マタニティハラスメント
- ・ 育児休業等に関するハラスメント
- ・ レイシャルハラスメント

ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

令和2年4月1日に「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行されることに伴い、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給、福利厚生などあらゆる待遇差において、「均等待遇」（差別的取扱いの禁止）や「均衡待遇」（不合理な待遇差の禁止）の趣旨に反する待遇差を設けることが禁止される。この改正を踏まえ、正規職員及び施設職職員の病気休暇制度等との均衡待遇の観点から、次のとおり制度の創設を行う。

(7) 契約職職員（Ⅰ）

- ・ 業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設

(1) 契約職職員（Ⅱ）

- ・ 業務上、業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設
- ・ 結婚、忌引等の特別休暇制度の創設（週の所定労働時間が30時間未満の者にも拡大）
- ・ 職員互助会への任意加入制度の創設

(ウ) 任期付職員

- ・ 休職制度の創設

(1) 期限付職員

- ・ 業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設

エ 業務の効率化と職員の負担軽減（離職防止等）の実施

(ア) IT 端末等を使用した業務の効率化及び職員の身体的・精神的負担の軽減

- 見守り支援機器の導入による職員の夜勤時間等での精神的負担の軽減
- インカムの導入による職員の精神的負担の軽減
- タブレット端末の有効活用方法等についての検証の実施
- タイムレコーダーによる超過勤務時間等の適正管理の継続
- 社会保険に係る電子申請の導入に向けた検討の実施

(イ) WEB 端末を使用した会議、研修の実施

- Skype 等を活用した各種会議やヒアリング、打合わせ、研修等の実施

オ 企業主導型保育事業を活用した子育て世代への支援

子育て世代への支援として、施設近隣に所在する企業主導型保育事業所との提携を推進し、新規職員の確保及び職員の福利厚生向上を図る。

【新規提携保育事業所】

豊岡市：1事業所

【継続提携保育事業所】

神戸市：2事業所、丹波市：1事業所、洲本市：2事業所、豊岡市：1事業所

カ 職場復帰に向けた施設における支援体制の確立

「産休・育休職場内ママ会」を開催する等、産休・育休中の職員の職場復帰に向けた支援を実施する。

キ 管理監督職に占める女性職員の割合について35%以上を維持

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、優秀な女性職員を積極的に管理監督職へ登用を図る。

【参考】平成31年4月1日現在 女性管理監督職の割合：35.4%

ク 障害のある方の雇用の促進

ハローワークや就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターの働きかけや、障害者トライアル雇用制度を活用し、障害のある方の雇用の促進を図る。

(2) 介護・福祉専門人材の育成・強化の推進

ア 介護福祉士の養成（高齢者施設・障害者施設）

- 介護福祉士有資格者を計画的に養成することで、支援の質の向上を図る。また、各種加算の算定要件を満たすことで、より有利な加算の算定を目指す。
- 令和2年度からは、研修事業者へ委託して「介護福祉士実務者研修」を実施することで、効率的・効果的な養成を図る。
(平成30年度合格率79.03%、全国平均73.7%)

イ 介護支援専門員・主任介護支援専門員の計画的養成（高齢者施設）

- 介護支援専門員を計画的に養成するために、試験対策講座を開催し、合格率向上を図る。(令和元年度合格率31%、兵庫県平均17.9%)
- 居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員配置義務の経

過措置期間が令和9年4月まで延長されたことから、この間に主任介護支援専門員を計画的に養成し、経過措置後に備える。

(3) 多様な介護人材確保対策等の推進

ア 介護人材確保のために多様な確保対策等の検討・実施

(7) 外国人技能実習生を高齢者施設等で受入、育成

開発途上国等への介護技術の移転による国際貢献を果たすため、外国人技能実習生を受け入れる。

【新規受入】

令和2年度 6名（ベトナム：女性）（のぞみの家、くこうみの里）

【育成】

令和元年度 3名（ベトナム：女性）（万寿の家）

(4) 資格取得にかかる学生実習生の積極的な受入

各種資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）取得に係る学生実習生を積極的に受け入れ、将来の介護人材の育成を図る。

(ウ) 学生実習生及び近隣の大学等の学生に対するアルバイトの募集

学生実習生及び施設近隣の大学等の学生に対し、アルバイト募集を行い、介護人材の確保を図る。

(イ) キャリアアップ支援等制度の充実

高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度について、貸与にかかる要件を緩和することで、職員の負担を軽減し、職員のキャリア形成及び人材確保の充実を図る。

【改正内容】

修学資金の貸与に必要な連帯保証人を2名から1名に変更する。

【計画】

貸与者数 2名

※うち、1名は令和元年度継続貸与者、1名は令和2年度新規貸与者

【事業団におけるキャリアアップ支援制度】

項目
高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度
県立総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与制度
看護学生に対する看護師修学資金貸与制度
看護師の急性期病院等への長期実践研修への派遣
認定看護師養成研修への看護師の派遣
障害・高齢関係施設の業務従事や加算取得に必要な資格取得研修への公費負担による派遣
介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の資格取得者に対する報奨金支給制度

(オ) 効果的な研修の実施

専門性を有する医療・介護・福祉専門人材の育成・強化を推進するために、計画的・効果的な研修を実施する。

区 分	研 修 名
組織性研修	採用前研修
	新規職員集合研修
	採用2年目フォローアップ研修
	中堅職員研修
	管理・監督職研修
専門性研修	新規職員職場内研修 (OJT)
	職場内研修 (OJT)
	ノーリフティングケア・フォローアップ研修
	強度行動障害支援者養成研修
	行動援護従事者研修
	介護福祉士実務者研修
	介護支援専門員試験対策講座
少数職種専門研修 (施設看護師、事務職員、管理栄養士・栄養士)	
特別研修	海外派遣研修 (2名から4名へ拡充)
	施設マネジメント研修
	自己啓発援助制度 (SDS)
	・ 自主研究・実践グループ支援事業 ・ 職員研究・実践等発表大会の開催 ・ 事業団紀要・全事協論文への応募

(カ) 将来に向けた幅広い層への福祉人材確保の取組

a 支援員の確保対策

- ・ 事業団主催の就職説明会、施設見学会の開催
- ・ 県社協、大学等主催の就職フェア等への参画
- ・ 施設1日体験 (インターンシップの実施)
- ・ 関西福祉大学との連携協定に基づくインターンシップの実施
- ・ 内定者懇談会の開催
- ・ 多様な採用試験の実施 (経験者等の中途採用)

b 看護師の確保対策

- ・ オープンホスピタル、再就職支援研修等の開催
- ・ 看護師養成校等主催の就職説明会への参画

c 都市部からの移住促進による人材確保

圏 域	取 組 内 容
西播磨圏域	県民局等主催の暮らし相談会に参加 (年2回: 11月・1月)
丹波圏域	県民局等主催の移住・就職フェアに参加 (年3回: 7月・8月・11月)
但馬圏域	県民局主催の移住・しごとフェアに参加 (年3回: 8月・10月・3月)
淡路圏域	県民局主催の移住・しごとフェアに参加 (年2回: 3月)

d アクティブシニアの人材活用

- ・事業団又は他法人の定年退職者等を活用し、夜間における利用者支援業務従事者を確保
- ・優秀な人材を継続確保するため、契約職職員（Ⅱ）等の雇用上限年齢の特例措置を実施
- ・介護助手を採用することで介護の担い手を増やし、介護職員の負担軽減と専門職化を図る。

イ 幅広い世代へ福祉の魅力を発信

(7) 地域の小中高等学校への「福祉学習」の実施

- ・地域の小中学生・高校生を対象にした施設見学の実施
- ・中学生のトライやるウィークの受入

(4) 大学等との継続的な「福祉授業」、サテライトゼミ開催

- ・学生等への活動・研究等の場を提供
- ・福祉系大学におけるサテライトゼミの開催

施設名	大学名	内容
赤穂精華園	関西福祉大学	テーマ：障害児・者の理解と支援 前期：施設紹介・事例検討 夏休み：ボランティア実習 後期：ボランティア実習報告・意見交換
三木精愛園	関西国際大学	人間心理学科（三木キャンパス）の学生を対象にサテライトゼミを開催

(ウ) 介護技術や認知症にかかる「出前講座」の開催

- ・認知症の理解を深めるための「認知症カフェ」や「認知症サポーター養成講座」の実施
- ・地域住民向けの「介護技術等講座」「ノーリフティングケア体験講座」等の実施

(イ) 福祉の魅力発信と体験イベント等の開催

- ・地域住民等を対象としたセミナーの開催
- ・「1日施設体験」の実施

ウ 効果的な広報の推進

利用者や地域から信頼される事業団及び求職者にも選ばれる事業団をめざすため、法人及び各施設の事業等取組方針・内容を積極的かつ分かりやすく情報発信する。

(7) パンフレットの効果的活用

事業団パンフレットや広報誌「青い鳥」等について、「見やすく、分かりやすく、手にとって読みたい」と思ってもらえるように作成する。

(4) ホームページのスマホ対応化の推進

各施設において運営しているWEBサイトで、開設後3年以上の耐用年数が経過し、スマホ対応がなされていないWEBサイトについては、改修または全面リニューアルしスマホ対応化を推進する。

また、指定管理施設のホームページについてもスマホ対応を推進する。

(4) 計画的な正規職員数（正規職員比率）の確保

- 高齢者・障害者施設におけるローテーション従事者の正規比率の見直し
- 収支を勘案しつつ、10名程度の正規職員を欠員補充として配置

(5) 老朽化が進む施設の大規模改修や建替の計画的な実施

ア 今後の事業展開を踏まえた大規模修繕の実施

実施施設	内容
自立生活訓練センター	・訓練や生活環境の充実及び改善 ・老朽化した設備等の更新
五色精光園第2成人寮	・老朽化した設備等の更新
出石精和園 第2成人寮・児童寮	・障害者支援施設への移行に向けた改修 ・老朽化した設備等の更新
朝陽ヶ丘荘	・整備コンセプト及び基本計画の策定

イ 老朽化した施設の建替整備

実施施設	内容
出石精和園成人寮	・R2.4 供用開始 ・既存建物解体及び外構工事の実施
万寿の家	・R2.10 供用開始に向けた工事の継続
日中支援型グループホーム (くにうみヴィレッジ)	・建築工事实施 ・R2.9 供用開始（予定）
丹南精明園	・整備コンセプト及び基本計画の策定 ・基本設計の着手 等

<出石精和園成人寮>

- 施設規模：鉄骨造 2F 建
延床面積約 4,982 m²
- 定員：施設入所 100 名
生活介護 100 名
- 供用開始：令和 2 年 4 月



<万寿の家>

- 施設規模：鉄骨造 4F 建
延床面積約 5,969 m²
- 定員：入所 100 名（短期入所空床利用）
- 供用開始：令和 2 年 10 月



<日中支援型グループホーム（くにうみヴィレッジ）>

- 施設規模：木造 2F 建
延床面積約 814.36 m²
- 定員：20 名
短期入所 2 名
- 供用開始：令和 2 年 10 月（予定）



(6) 「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進

経営環境が大きく変化する中、ガバナンスを充実し、各施設の経営意識を高め、「中期経営方針(2019年度～2023年度)」に基づき健全で効率的な施設経営を推進する。

ア ガバナンスの充実

(7) 事業本部制の導入

県下最大の社会福祉法人である当事業団に「事業本部制」を導入し、各事業本部長に権限を委譲することにより、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ柔軟な意思決定・意思疎通を可能とする組織を構築する。

＜事業本部制の内容＞

- 事業本部に事業本部長を置き、理事長から、財務に係る執行権限等の権限移譲を受けるとともに、所管事業の執行・決定権を持つ責任者とする。
- 事業本部長は、その権限を踏まえ、所管業務の経営収支を管理し、その責任を負う。また、業務の執行等について進行管理を行うとともに、必要な判断・指示等を迅速かつ的確に実施する。
- 理事長は、事業本部長会議を月1回開催し、各事業本部長の業務の執行状況等について報告を受け、必要な指示等を行うとともに、各事業本部間の連携に必要な調整等を実施する。

区 分	所管施設等（下線は指定管理施設）
総合リハ事業本部長	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>総合リハビリテーションセンター</u> ・<u>中央病院</u> ・<u>福祉のまちづくり研究所</u> ・<u>障害者スポーツ交流館</u> ・<u>自立生活訓練センター</u> ・<u>救護施設のぞみの家</u> ・<u>職業能力開発施設</u> ・<u>多機能型事業所あけぼのの家</u> ・<u>障害児入所施設おおぞらのいえ</u> ・<u>地域ケア・リハビリテーション支援センター</u>
西播磨リハ事業本部長	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>西播磨総合リハビリテーションセンター</u> ・<u>西播磨病院</u> ・<u>研修交流センター</u> ・<u>ふれあいスポーツ交流館</u>
障害者等事業本部長	<p>(身体障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小野起生園 ●小野福祉工場 <p>(知的障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出石精和園 ●五色精光園 ●赤穂精華園 ●丹南精明園 ●三木精愛園 <p>(児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>清水が丘学園</u> ●<u>こども発達支援センター</u>
高齢者事業本部長	<p>(特別養護老人ホーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●万寿の家 ●朝陽ヶ丘荘 ●たじま荘 ●あわじ荘 ●丹寿荘 ●くにうみの里 ●<u>洲本市五色健康福祉総合センター</u> (五色・サルビアホール) <p>(養護老人ホーム) ●ことぶき苑</p> <p>(その他施設) ●立雲の郷</p>

※浜坂温泉保養荘は事務局直轄とする。

○各会議の概要（協議する内容）

会議の名称	会議で協議する内容
事業本部長会議（月1回）	<ul style="list-style-type: none"> 各事業本部の経営目標及び懸案事項の進行管理 各事業本部の経営収支の管理及び収益改善策の決定
事業本部会議（月1回）	（事業本部毎に開催） <ul style="list-style-type: none"> 各施設の経営目標及び懸案事項の進行管理 各施設の経営収支の管理及び収益改善策の検討・指示 各施設の事業の進行管理 各施設の共通課題に係る対策の検討
事務局運営会議（週1回）	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の業務の進行管理 各種行事の内容及び日程調整 理事会・評議員会の議題及び資料調整
全体施設長会議（年2回）	（4月開催） <ul style="list-style-type: none"> 新年度の運営方針説明 ※事業団組織改正内容の説明 新施設長紹介 （3月開催） <ul style="list-style-type: none"> 新年度事業計画及び予算説明

(イ)効果的、効率的な法人運営、経営・管理の推進

a 事業目標・経営管理（課題解決と経営管理の取組）

年度当初に事務局と各事業本部及び各施設とが協働して課題解決や目標達成のための具体的な取組方策や経営収支目標等の評価指標を決定し、定期的な進行管理を行うことにより収益改善等の取り組みを強化する。

高齢者施設（稼働率）		障害者施設（利用率）
本体+ショート	デイサービス	本体
98%	85%	98%

b 事業の見直し及び見直しの検討

施設の経営状況、近隣の事業所の動向、利用者ニーズ等を踏まえながら、効果的・効率的な運営ができるよう、事業定員の見直しや事業存廃について検討・実施する。

【見直す事業】

施設名	見直し後	見直し前
小野起生園	施設入所：40名	施設入所：36名
出石精和園	障害児通所：10名	障害児通所：20名
五色精光園児童寮	第2成人寮 施設入所：30名 生活介護：40名	児童寮 障害児入所：30名 障害児通所：10名
五色精光園 あゆみの部屋	就労継続B型：10名	就労継続B型：20名
赤穂精華園児童寮	障害児入所：36名 （小規模グループケア）	障害児入所：40名 （従来型）

赤穂精華園成人寮	生活介護：219名	生活介護：204名
赤穂精華園やまびこ寮	就労移行：廃止 就労継続B型：40名	就労移行：6名 就労継続B型：34名
赤穂精華園有年事業所	就労継続B型：廃止	就労継続B型：20名
丹南精明園	生活介護：110名 就労継続B型：15名	生活介護：100名 就労継続B型：25名
ことぶき苑	養護老人ホーム：48名 短期入所生活介護：2名	養護老人ホーム：50名
立雲の郷 (とらふす道場)	利用料金の約1割値上げ 閉館日の変更(火→日)	—

【見直しを検討する事業】

施設名	事業名	検討内容
地域ケア・リハ	訪問看護 訪問介護	経営状況の改善について
三木精愛園	就労移行	事業の存廃について
ひまわりの森 笑顔の森むらおか	生活介護 就労継続B型	経営状況の改善について
障害者施設	就労系事業所 相談支援事業 共同生活援助	経営状況の改善について
高齢者施設	認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	経営状況の改善について

c 新たな加算の取得による収支改善

報酬単価や各加算の算定要件等を確認しながら、より有利な加算の取得を算定することで収支の改善をめざす。また、令和3年度の報酬改定に向けて、今後の動向を注視しながら必要な情報の共有を図る。

<障害児者施設>

○より高い基本報酬の算定をめざす。

主な事業	基本報酬に影響する項目
施設入所、生活介護	利用定員、障害支援区分
就労移行、就労定着	利用定員、就労定着率
就労継続支援A型	利用定員、平均労働時間
就労継続支援B型	利用定員、平均工賃月額
共同生活援助	障害支援区分、世話人配置

○人員配置体制加算等の体制加算については、事業運営に必要な人員配置等を含めて検証し加算を取得する。

○重度障害者支援加算については関係研修を受講しながら、行動障害を有する利用者の特性に合わせた支援を提供することで個別加算の算定に繋げていく。

<高齢者施設>

- 新たな加算の算定をめざす。

施設	内容
朝陽ヶ丘荘	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ） ○定期巡回（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
ことぶき苑	○定期巡回（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
あわじ荘	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ）
くにうみの里	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ） ○認知症デイ（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
全施設	○特養（褥瘡マネジメント加算）

- 特養施設における日常生活継続支援加算については、新規入所者や介護福祉士の割合等の要件を継続的に確認し算定が継続できるよう進行管理する。
- 褥瘡マネジメント加算（特養）やADL維持等加算（地域密着型通所）等のアウトカム評価による加算については、計画的に利用者評価を行い、算定に向けて取り組む。

(ウ) 財務規律及び収益管理の強化

- 事業本部による指導等
各施設からサービス区分毎の年間収支見込を定期的に報告させ、改善が必要な事業に対して迅速な指導を行う。
- 会計監査人監査の実施
 - ・契約事務全般にかかる決裁等について、法令や規則等との整合性の確認
 - ・会計処理にかかる確認

〔 財産及び負債にかかる管理及び取扱方法の確認
 収入及び費用にかかる決裁及び根拠資料の確認 等 〕

(エ) リスク管理の取組

- 交通安全への取組（「あんしん運転運動の展開」）
利用者に安心して送迎車両などに乗っていただけるよう「あんしん運転運動」を継続して展開し、この運動が高齢の方、障害のある方などにとって、安心して運転や外出ができる地域づくりに繋がるよう取り組む。
- 自然災害に対する危機レベルと職員配備体制
地震と風水害・土砂災害それぞれの災害特性に応じた適切な配備体制を構築する。風水害・土砂災害については、内閣府が定めた「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく5段階の警戒レベルに応じた配備態勢とする。
- 虐待防止に向けた取組の強化
職員の人権意識強化と虐待防止に向けた具体的な取組を推進する。

- ・チームアプローチによる支援の徹底
 - ・虐待を見逃さないチェック体制の強化
 - ・身体拘束廃止の原則遵守及び手続きの徹底
 - ・職員のストレス軽減
- 感染症拡大防止策の徹底
- 防犯体制の強化

- 安全安心総点検の実施
 - ・日常点検に加え、年1回の全施設における安全・安心総点検の実施
- 苦情・事故等に関する情報提供の仕組みづくり
- 「あったかサポート」実践運動の実施
- 人権の擁護の取組・虐待防止委員会の開催（毎月）
 - ・虐待防止チェックリストを用いた自己点検の実施（年2回以上）
 - ・障害者差別解消法への対応（合理的配慮の不提供の禁止）

イ 施設建物や整備等の長寿命化の推進

建物（躯体・設備）、備品について、故障箇所等を早期に発見し、その老朽度、安全に応じて適切なメンテナンス及び更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

ウ 県との協働による県施策の先導的役割の実践

指定管理施設においては、県とのパートナーシップのもと福祉と医療に関する多様な機能を発揮して、県政策の一翼を担い、先導的な役割を果たすとともに、効率的な運営を推進する。

< 県指定管理施設（10施設） >

総合リハビリテーションセンター	
中央病院	福祉のまちづくり研究所
職業能力開発施設 おおぞらのいえ	障害者スポーツ交流館
西播磨総合リハビリテーションセンター	
西播磨病院	ふれあいスポーツ交流館
研修交流センター	
清水が丘学園（児童心理治療施設）・こども発達支援センター	

- 指定管理施設の基本協定書の有効期間が、令和2年度末までとなっており、指定管理の最終年度となることから、令和3年度以降の基本協定書の締結に向けて、各施設の目的・意義を再確認するとともに、必要なルールづくりに取り組む。

【見直し項目】

- ・施設のサービス内容・あり方・今後の方針等、質的側面からの検証
- ・適正な人員配置・人材の育成等、人的側面からの検証
- ・適正な指定管理料・収入の確保等、財政的側面からの検証
- ・今後の方針等をふまえた老朽化設備等の整備、施設メンテナンス等、物的側面からの検証

【県からの主な受託事業】

<総合リハビリテーションセンター関係>

- | | | |
|------------------------------|-------|------------|
| ①障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ②技術向上指導員設置事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ③障害者しごと支援事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ④障害者体験ワーク事業 | (県委託) | 労政福祉課) |
| ⑤認知症介護実践者等養成事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| ⑥相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修実施事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑦相談支援を“つなぐ”研修会開催等事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑧強度行動障害支援者養成研修事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑨ロボットリハビリテーション拠点化推進事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ⑩小児筋電義手バンク支援事業 | (県補助) | ユニバーサル推進課) |
| ⑪地域リハビリテーション支援センター運営事業 | (県補助) | 高齢政策課) |
| ⑫高次脳機能障害支援体制整備事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑬障害者スポーツ推進プロジェクト事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ⑭巡回相談充実強化事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑮ひょうごジョブコーチ推進事業 | (県委託) | 労政福祉課) |

<西播磨総合リハビリテーションセンター関係>

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| ①認知症疾患医療センター運営事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| ②認知症地域医療連携体制強化事業 | (県補助) | 健康増進課) |

<その他施設>

- | | | |
|---|-------|------------|
| ①県立こども発達支援センター運営事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ②障害者就業・生活支援センター生活支援等事業
五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ③障害者雇用就業・定着拡大推進事業
五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園 | (県補助) | 労政福祉課) |
| ④地域サポート施設の認証
たじま荘 | (窓口) | 高齢政策課) |
| ⑤障害者等相談支援コーディネート事業
出石精和園 | (県委託) | 障害福祉課) |